

多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会事務局 宛て

当日表明する意見の概要

氏名 (必須)	(ふりがな) たにぐち かずお 谷 口 一 雄	団体名 (団体参加の 方のみご記載ください)	(ふりがな)
<p>トリチウムの健康への影響については種々議論されていて、定かではない。 一方では福島原発内に溜まり続けているトリチウムの海洋放出は避けて通れない課題であります。 このような状況下にあつて、国民、県民の不安払しょくには安全なトリチウムの海洋放出で有ります。 この為には、タンク内の汚染水のサンプル計測に寄るトリチウムの濃度計測に頼るのではなく、海洋放 出に向けて汚染水の全量を計測するシステムの採用であります。</p> <p>過去に福島県ではおコメの作付条件として、出荷前のお米の全量検査を義務付けました。全量検査に より、福島県のお米は安全で、安心して食に供せられるとされ、市場に大きな混乱もなく供給されるこ とに成りました。その後福島産のあんぼ柿など主な食品はすべて全量検査の体制が取られたことによ り、原発事故以前と同様な販売が可能に成りました。もっとも大事なものは、トリチウム水の健康への影 響の正しい理解では有りますが、もっと大事なものは、安心・安全を確保している実証で有ります。</p> <p>トリチウムの海洋放出に対しての具体的な安心・安全の確保には次のステップが必要です。</p> <p>①タンク内の汚染水を検査水槽に移し、その全量を計測する。この技術は現在確立されていません が、既にいくつかの研究機関、放射線計測メーカーなどで提案があり、その実現は確実に可能です。</p> <p>②海洋放出に向けては、国際社会で認知されている規制値をもって放出するのではなく、県民を含め て関係者と協議の上、安心が得られる数値の設定が求められます。</p> <p>③放射能検査済みの汚染水はそのまま海洋放出されるのではなく、一旦検査済み汚染水水槽（もしく は同等機能を持つ施設）に留置し、その後の他の汚染水などの検査結果の推移を確認し、前後に問 題が生じていないことの確認を行う必要が有ります。検査済み汚染水の留置期間は少なくとも1週間 を要すると考えます。</p> <p>④留置した検査済み汚染水を海洋に放出する前に、再度全量検査を行います。</p> <p>⑤この2度にわたる全量検査で、日本国民のみならず、国際社会の理解を得ることが出来、併せて国 民の安全・安心の確保が担保されます。</p>			

本用紙の大きさはA4サイズとし、意見は上記枠内一枚（概ね1600文字以内）で記載してください。

ID (事務局記載欄)